

下水処理場等包括の維持管理業務委託

特記事項説明書
(処理場等)

この特記事項説明書は、高岡市上下水道局（以下「甲」という。）が委託する下水処理場等包括的維持管理業務委託の終末処理場、中継ポンプ場、雨水ポンプ場、マンホールポンプ場、フラップゲート、合流改善施設及び農業集落排水処理施設（以下「処理場等」という。）に関する業務（以下「委託業務」という。）について、委託条件書（処理場等）を補足するものである。

第 1 章 総則

（業務の内容）

第 1 条 委託業務に係る詳細は次のとおりとする。

- (1) 運転管理業務
運転操作監視業務（中央、現場、夜間）
水質管理業務（別紙 3-1）
工事現場・試運転立会い
その他事務業務等
- (2) 保全管理業務
保守点検業務（日常、定期、臨時、自主検査等）
機器等修繕
設備・水路等の清掃・塗装
その他事務業務等
- (3) 緊急時及び災害時に関する業務
異常通報業務
緊急対応業務
- (4) その他の業務に関する業務
施設内清掃
廃棄物処理
植栽管理・環境整備（除草、芝刈り、高低木樹木剪定・刈込み、散水、除草剤散布、害虫駆除、施肥、雪囲い設置及び撤去等）
除雪作業
物品購入
在庫管理
支払事務
交通誘導・安全管理
その他見学者・住民対応等

（遠方監視受信機）

第 2 条 遠方監視受信機は、緊急連絡の確実性確保のため、四屋浄化センターの外に複数台の設置をすることとする。四屋浄化センターに設置されているものについては、1回/年以上、メーカー定期点検を実施すること。また遠方監視装置等の通信回路方式を変更する場合は、乙の負担で技術的検証を証明（障害発生時を含め、変更に関する全ての費用は乙の負担）後、甲との協議によることとする。

（委託料の構成内容）

第 3 条 委託料の構成内容は次のとおりとする。

- (1) 備品購入費
別紙 3-2 以外の什器・備品、試験器具、建築付帯設備の購入費
- (2) 消耗品等の購入費
別紙 3-2 以外の消耗品、交換部品等購入費
- (3) 燃料費
別紙 3-2 以外の水質試験用燃料、自家用発電機燃料など
- (4) 電話通信料
別紙 3-2 以外の電話料金（高岡市し尿処理施設分を含む。）など
- (5) 設備点検費

法定点検及び専門家点検（消防設備・危険物法定点検、主要機器・発電機等の点検、計装機器点検、予防保全、異常・故障の原因調査など）

(6) 施設清掃費

槽内・水路清掃（前条以外）、廃棄物処分、植栽管理・環境整備（前条以外）

(7) 賃借料

別紙 3-2 以外の機器損料・リース料（作業車・作業機器、非常通報装置、分析機器類、OA機器、仮設発電機など）

(8) 修繕費

少額（50万円（税込）以下）の修理。

(9) 補修材料費

別紙 3-2 以外の修理等に使用する機器部品、材料など

(10) 水道料

別紙 3-2 以外の水道料金（高岡市し尿処理施設分を含む。）

(11) 運搬費

し渣、沈砂、スカム、ゴミ、汚水、汚泥、脱水汚泥等の廃棄物収集運搬

(12) 電気料金

別紙 3-2 以外の処理設備の運転に要する電気料金

(13) 薬品費

脱水、脱臭、滅菌、分析用等の薬品購入費

2 支払対象期間は、燃料、電話、水道、電気等については、業務開始年度 4 月分から業務終了年度 3 月分までとし、その他は業務期間内に発注、調達した費用分とする。

（環境対策）

第 4 条 運搬車両として運搬中に臭気や汚水等の飛散及び流出しない構造の車両を使用すること。

また、廃棄物の排出、運搬、処分に当たって、廃棄物の飛散防止並びに臭気の発生防止を心がけ、装置、器具及び周辺の清掃を行い、常に清潔保持に努めること。

2 脱臭装置等の性能維持に努め、施設外への悪臭の発生を防ぐこと。

3 害虫等により周辺住民への被害を防ぐ対策を講じること。

4 管理棟等の外観及び敷地内環境を清潔に保ち、周辺環境に即した形容を維持すること。

5 騒音、振動、その他の環境対策を講じること。

（環境保全）

第 5 条 省エネ等地球環境に配慮した運営を心掛けること。また、リサイクル、リユース等を推進し、廃棄物の減量に努めること。

（試験用機材）

第 6 条 試験用機材は、乙が準備するものとするが、甲の既存の試験機材を使用することができる。

また、その試験機材が故障し、修理することが必要と甲が判断した場合は、乙は、委託料内の修繕費にて修理するものとする。

（予備品）

第 7 条 乙が必要とする予備品は、乙の負担で準備すること。

（文書管理等）

第 8 条 文書の整理、管理を適正に行ない、個人情報等については特に徹底すること。

2 文書は、第三者がみてもわかるように作成すること。また、データの入力ミスや誤記等無きようチェック体制を確立すること。

3 報告等は、速やかに遅延なく書面で提出すること。ただし、緊急時及び甲が認めた場合は、メール等でも可とする。

（その他）

第 9 条 本特記事項説明書に記載された事項は、最低限の指定事項であり、これらを実施したのみでは乙の責を果たしたことにならず、当然ながら必要に応じて乙の責任において点検、清掃等を実施すること。

第2章 四屋浄化センター 委託業務内容

(委託業務の対象施設)

第10条 委託業務の対象となる施設は、四屋浄化センター敷地内の全ての施設及び設備機器とする。

2 四屋浄化センターは、通日24時間常駐勤務を要する施設である。

(水質管理業務)

第11条 水質管理業務の特記事項は次のとおりとする。

- (1) 現場に設置してあるpH計、DO計、MLSS計等の洗浄、校正作業を行うこと。
- (2) 合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査及び水量、雨量のデータ収集を年1回以上行うこと。
- (3) 状況に応じて、適宜試験業務を行うこと。

(運搬業務)

第12条 運搬業務の特記事項は次のとおりとする。

- (1) し渣、ゴミ、スカム等は高岡広域エコ・クリーンセンター、沈砂は高岡市埋立処分場、脱水汚泥は財団法人富山県下水道公社二上浄化センターの各所へ運搬すること。それら処分費は甲とするも、運搬に関する全ての費用及び産業廃棄物として廃棄する場合の費用は乙とする。
- (2) 脱水汚泥の運搬に際しては、別紙3-3「脱水汚泥運搬施設の要件」を全て満たす車両を提供すること。

脱水汚泥運搬予定表を作成し、甲と協議する。前日までに運搬予定の変更が判明した場合は、甲へ連絡すること。運搬当日の変更は財団法人富山県下水道公社二上浄化センターへ連絡した後、排出、運搬作業を行うこと。

(その他業務)

第13条 その他の業務の特記事項は次のとおりとする。

- (1) 2系最初沈澱池流入口及び流入管内の清掃を、強力吸引車等を使用して年1回以上行うこと。
- (2) 1系最初沈澱池汚泥槽及び汚泥分配槽内の清掃を、強力吸引車等を使用して年2回以上行うこと。
- (3) 自家用電気工作物保安規定による年点検は停電作業となるため、仮設発電機を使用して水質事故が発生しないように施設を運営すること。
- (4) 夜間休日の設備巡回点検を行うこと。
- (5) 1系ブロワの軸受けオイル交換を3年に1回以上行うこと。
- (6) 沈砂池脱臭装置の活性炭を3年に1回以上交換すること。
- (7) 最終沈殿池若しくは最初沈殿池は年に2槽以上水を抜いて点検を行うこと。

(警報装置)

第14条 ポンプ場等に係る警報装置の受信機器を24時間監視すること。

2 伏木浄化センター、松太浜浄化センター及び農業集落排水処理施設からの異常通報はFAX並びに電話連絡にて通知される。

3 四屋浄化センター内部で発生した異常は、操作室の制御盤上に表示される。

第3章 伏木浄化センター 委託業務内容

(委託業務の対象施設)

第15条 委託業務の対象となる施設は、伏木浄化センター敷地内の全ての施設及び設備機器とする。

(夜間警備設備)

第16条 伏木浄化センターから退出するときは、機械警備に切換えて施錠すること。入場したときは、機械警備の解除を行う必要がある。

2 常勤時間以外に伏木浄化センターへ入退出する場合、あるいは時間を超えて伏木浄化センター内に残留する場合は、警備会社への電話連絡を行うこと。常勤時間内であっても、再度入退出する場合も同様とする。

(水質管理業務)

第17条 水質管理業務の特記事項は次のとおりである。

- (1) 合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査及び水量、雨量のデータ収集を年1回以

上行うこと。

(2) 状況に応じて、適宜試験業務を行うこと。

(運搬業務)

第18条 運搬業務の特記事項は次のとおりとする。

(1) し渣、ゴミ、スカム等は高岡広域エコ・クリーンセンター、沈砂は高岡市埋立処分場、脱水汚泥は四屋浄化センターの各所へ運搬すること。それら処分費は甲とするも、運搬に関する全ての費用及び産業廃棄物として廃棄する場合の費用は乙とする。

(その他業務)

第19条 その他の業務の特記事項は次のとおりとする。

(1) 流入口、放流水路、塩素混和池及び放流ポンプ井の清掃を年1回以上行うこと。清掃日は、港湾道路排水路の清掃日の前日に合わせること。

(2) ユスリカ発生予防のため、殺虫剤の添加作業を行うこと。

(3) 各槽の水質、汚泥、温度等を測定し、研究に努め、運転の工夫を行うこと。

(警報装置)

第20条 伏木浄化センターで発生した異常はFAX及び電話により、四屋浄化センター並びに乙の指定した番号へ通報する。電話番号の変更及び設定に要する費用は、乙の負担とする。

第4章 松太枝浜浄化センター 委託業務内容

(委託業務の対象施設)

第21条 委託業務の対象となる施設は、松太枝浜浄化センター敷地内の全ての施設及び設備機器とする。

(夜間警備設備)

第22条 松太枝浜浄化センターから退出するときは、機械警備に切換えて施錠しなければならない。入場したときは、機械警備の解除を行うこと。

2 常勤時間以外に松太枝浜浄化センターへ入退出する場合、あるいは時間を超えて松太枝浜浄化センター内に残留する場合は、警備会社への電話連絡を行うこと。常勤時間内であっても、再度入退出する場合も同様とする。

(運搬業務)

第23条 運搬業務の特記事項は次のとおりとする。

(1) し渣、ゴミ、スカム等は高岡広域エコ・クリーンセンター、脱水汚泥は四屋浄化センターの各所へ運搬すること。それら処分費は甲とするも、運搬に関する全ての費用及び産業廃棄物として廃棄する場合の費用は乙とする。

(その他業務)

第24条 その他の業務の特記事項は次のとおりとする。

(1) 防球ネット保護のため、冬期及び強風時に必要に応じてネットの昇降作業を行うこと。

(2) OD槽内スクリーン、曝気機羽根の異物除去を行うこと。

(3) 最終沈澱池の越流水路の清掃を年1回以上行うこと。

(4) 次に掲げる清掃業務を年間に1回以上行うこと。

ア 管理棟床のクリーニング及びワックス掛け

イ 管理室カーペットのクリーニング

ウ 室内外ガラス窓及び外壁のクリーニング

(5) 沈砂池、汚水ポンプ井、分配槽、原水ポンプ井及び放流ポンプ井の槽内清掃を、強力吸引車を使用して年1回以上行うこと。

(警報装置)

第25条 松太枝浜浄化センターで発生した異常はFAX及び電話により、四屋浄化センター並びに乙の指定した番号へ通報する。電話番号の変更及び設定に要する費用は、乙の負担とする。

第5章 農業集落排水処理施設 委託業務内容

(委託業務の対象施設)

第26条 委託業務の対象となる施設は、農業集落排水処理施設（佐加野浄化センター、般若野東部浄化センター、勝木原浄化センター、西広谷浄化センター、西五位西部センター、西五位南部センター、西五位北部センター）敷地内の全ての施設及び設備機器並びに周辺道路の中央までとする。

(業務を行う日)

第27条 委託業務を行う日は下記を原則とするが、業務の状況に応じて下記以外にも業務を行うこと。

佐加野浄化センター 水処理・週1日以上、
汚泥処理・週2日程度、除塵作業・週3日以上

般若野東部浄化センター 2週間に1日以上

勝木原浄化センター 2週間に1日以上

西広谷浄化センター 2週間に1日以上

西五位西部センター 2週間に1日以上、除塵作業・2週3日以上

西五位南部センター 2週間に1日以上、除塵作業・2週3日以上

西五位北部センター 2週間に1日以上、除塵作業・2週3日以上

(清掃・運搬業務)

第28条 清掃・運搬業務は次のとおりとする。なお、それら処分費は甲とするも、運搬に関する全ての費用及び産業廃棄物として廃棄する場合の費用は乙とする。

- (1) 沈砂池内の砂溜に堆積した沈砂等の除去、搬出及び槽内清掃を年1回以上行うこと。除去した沈砂等は、高岡市し尿処理施設へ搬入すること。
- (2) 下水処理工程で発生した余剰汚泥の搬出、運搬作業を適宜行うこと。なお搬出者及び搬出先は高岡市条例にて規定されているとおりとする。
- (3) し渣、ゴミ、スカム等は高岡広域エコ・クリーンセンターへ運搬すること。

(その他業務)

第29条 その他の業務の特記事項は次のとおりとする。

- (1) 沈殿分離槽、最終沈澱池及び濃縮槽の沈殿汚泥、スカム等の移送作業を行うこと。
- (2) 貯留槽汚泥の濃縮作業及び濃縮汚泥等の汲み取り作業を行うこと。

(警報装置)

第30条 農業集落排水処理施設で発生した異常はFAX及び電話により、四屋浄化センター並びに乙の指定した番号へ通報する。電話番号の変更及び設定に要する費用は、乙の負担とする。

第6章 中継ポンプ場施設 委託業務内容

(委託業務の対象施設)

第31条 委託業務の対象となる施設は中継ポンプ場施設（住吉ポンプ場、伏木汚水中継ポンプ場、木津汚水中継ポンプ場、中田汚水中継ポンプ場、大井雨水ポンプ場、間屋センターポンプ場）及びその関連施設並びに周辺道路の中央までとする。

(維持管理業務)

第32条 維持管理業務の特記事項は次のとおりとする。

- (1) 緊急時において、上流マンホールから溢水のおそれが生じた場合、発電機によるポンプ稼働若しくはバキュームカー等による汚水の吸上げにて、これを防がなければならない。この場合における発電機燃料及びバキュームカーは、乙が準備するものとする。
- (2) 月に1回以上ポンプ及び付帯設備の運転監視、保守点検及び整備を行うこと。また、水位計（警報用、制御用フロート及び投込み式水位計）を引上げて、水位計の動作確認、清掃及び異物除去作業を行うこと。
- (3) 年に1回以上ポンプを引き上げて、保守点検、整備、清掃及び塗装を行うこと。
- (4) 住吉ポンプ場及び大井雨水ポンプ場に設置してある、雨水ポンプ原動機の試運転を月1回以上行うこと。また、雨水ポンプ施設の雨水ポンプ駆動設備の定期点検を計画的に行うこと。
- (5) その他、場内環境整備、設備維持等に必要の清掃、整備等を適宜行うこと。
- (6) ポンプ内部、破砕機、スクリーン及び槽内にある異物を除去すること。

(清掃・運搬業務)

第33条 清掃・運搬業務は次のとおりとする。

- (1) 住吉ポンプ場の沈砂ホップに滞積する沈砂を、適宜高圧吸引車にて吸上げ、四屋浄化センターへ搬出すること。
- (2) し渣、ゴミ、スカム等は高岡広域エコ・クリーンセンターへ運搬すること。なお、それら処分費は甲とするも、運搬に関する全ての費用及び産業廃棄物として廃棄する場合の費用は乙とする。

(警報装置)

第34条 維持管理業務に係る警報装置の受信機器を、四屋浄化センター以外で乙が24時間監視できる場所に設置する。乙の指定する場所の受信機及び通報先の変更及び設定に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 異常通報、警報の鳴動及び設備の異常を察知した場合には、処理場等の各担当者への連絡を行うとともに速やかに甲に報告し、適切に措置すること。

第7章 マンホールポンプ場等施設 委託業務内容

(委託業務の対象施設)

第35条 委託業務の対象となる施設は、マンホールポンプ場等（公共下水道マンホールポンプ場、農業集落排水マンホールポンプ場、合流改善施設及びフラップゲート等）敷地内の全ての施設及び設備機器並びに周辺道路とする。

(維持管理業務)

第36条 維持管理業務の特記事項は次のとおりとする。

- (1) 緊急時において、マンホールから溢水のおそれが生じた場合、移動式発電機によるポンプ稼働若しくはバキュームカー等による汚水の吸上げにて、これを防がなければならない。この場合における移動式発電機、燃料及びバキュームカーの準備、手続きは乙がすること。
- (2) 月に1回以上ポンプ、合流改善設備及び付帯設備の運転監視、保守点検及び整備を行うこと。また、水位計(警報用、制御用フロート及び投込み式水位計)を引上げて、水位計の動作確認、清掃及び異物除去作業を行うこと。
- (3) 年に1回以上ポンプ及び合流改善設備を引き上げて、保守点検、整備、清掃及び塗装を行うこと。この場合におけるポンプ引き上げ装置(ユニック車等)は乙の負担で準備するものとし、洗浄水についても同様とする。
- (4) 中田団地マンホールポンプ場地下室に滞留する地下水を月1回以上排出すること。
- (5) 交通規制等が必要な場合、交通誘導員の配置及び関係機関への申請は乙が行うこと。
- (6) 敷地内環境整備、設備維持等に必要な清掃、整備等を適宜行うこと。
- (7) ポンプ内部、逆止弁及び槽内にある異物を除去すること。
- (8) 川原雨水フラップゲートは、稼働点検及びグリースアップを年1回以上行うこと。
- (9) 川原雨水フラップゲートが大雨により閉じた場合は、雨が止み次第、速やかに開けること。

(運搬業務)

第37条 運搬業務の特記事項は次のとおりとする。それら処分費は甲とするも、運搬に関する全ての費用及び産業廃棄物として廃棄する場合の費用は乙とする。

- (1) ゴミ、異物、スカム等を高岡広域エコ・クリーンセンターへ運搬すること。
- (2) 災害等の緊急時においては、槽内に滞留した汚水を適宜運搬すること。

(警報装置)

第38条 維持管理業務に係る警報装置の受信機器を、四屋浄化センター以外で乙が24時間監視できる場所に設置する。乙の指定する場所の受信機及び通報先の変更及び設定に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 異常通報、警報の鳴動及び設備の異常を察知した場合には、処理場等の各担当者への連絡を行うとともに速やかに甲に報告し、適切に措置すること。

表1 関係施設一覧

施設名	住所
高岡広域エコ・クリーンセンター	氷見市上田子字笹谷内50番地
高岡市埋立処分場	高岡市手洗野尾久保18番地
二上浄化センター	高岡市二上字梅田313番3
高岡市し尿処理施設	高岡市四屋632-1

別紙3-1 水質管理業務
水質試験業務内訳表

試験項目		日常試験	中試験	返送水	通日試験	試験方法
水 温		◎	◎		◎	JIS K 0102-1 6.3
透 視 度		●	◎		◎	下水試験方法第2編第1章第6節
生活環境項目	水素イオン濃度指数 (pH)	○	◎	○	◎	JIS K 0102-1 12
	生物化学的酸素要求量 (BOD)		◎	○	◎	JIS K 0102-1 18, 21.4
	炭素源酸素要求量 (C-BOD)		●			下水試験方法第2編第1章第21節2
	化学的酸素要求量 (COD)	○	◎	○	◎	JIS K 0102-1 17.2
	浮遊物質 (SS)		◎	○	◎	環境庁告示第59号付表8
	n-ヘキサン抽出物質 (動植物油脂類) 含有量		○			JIS K 0102-1 22.4
	大腸菌数		△			厚生省・建設省令第1号別表第1
	蒸発残留物 (TS)		○	○		下水試験方法第2編第1章第9節
	強熱残留物 (IR)		○	○		下水試験方法第2編第1章第10節
	強熱減量 (IL)		○	○		蒸発残留物から強熱残留物を減じたもの
溶存酸素 (DO)						
全窒素含有量 (T-N)			○			JIS K 0102-2 17.3
有機性窒素 (O-N)			○			全窒素からアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素を減じたもの
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)			○			JIS K 0102-2 13.2.2, 13.4
亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)			○			JIS K 0102-2 14.4
硝酸性窒素 (NO ₃ -N)			○			JIS K 0102-2 15.8
全磷 含有量 (T-P)			○			JIS K 0102-2 18.4.1, 18.4.4

※下水試験法は2012年版による

試験項目		日常試験	中試験	返送水	通日試験	備考
四屋	試料名 頻度	1 回/日	2 回/月	2 回/年	1 回/年	
	流入水	◎+○+●	◎+○+△		◎	
	初沈流入水		◎+○		◎	
	1系, 2系一次処理水		◎+○		◎	
	返送水			○		濃縮槽越流水, 脱水濾液, し尿処理水, 浄化槽汚泥, 生し尿 (参考)
	1系, 2系放流水	◎+○+●			◎	
伏木	試料名 頻度	1 回/日	2 回/月		1 回/年	
	流入水	◎+●	◎+○+△		◎	
	一次処理水		◎+○		◎	
	放流水	◎+●			◎	
松太枝浜	試料名 頻度	2 回/週	2 回/月		1 回/年	
	流入水	◎+●	◎+○+△		◎	
	No.1, No.2放流水	◎+●			◎	
農集排	試料名 頻度	2 回/月	1 回/月			
	流入水		◎			
	一次処理水		◎			佐加野以外
	放流水	●	◎+●+△			佐加野の日常試験は1回/週

活性汚泥試験業務内訳表

試験項目			日常試験	定期(1)	定期(2)	試験方法
活性汚泥試験	水温	℃		◎	◎	JIS K 0102 7.2
	水素イオン濃度指数 (pH)			◎	◎	下水試験方法第5編第1章第5節
	活性汚泥浮遊物量 (MLSS)	mg/l	○	◎	●	MLSS計・下水試験方法第4編第1章第6節1
	返送汚泥濃度	mg/l		△	○	下水試験方法第4編第1章第6節1
	活性汚泥有機物量 (MLVSS)	mg/l		◎		下水試験方法第4編第1章第7節
	返送汚泥有機物量	mg/l		△	○	下水試験方法第4編第1章第7節
	沈殿率 (SV)	%	◎	◎	◎	下水試験方法第4編第1章第8節1
	汚泥容積指標 (SVI)			◎	◎	下水試験方法第4編第1章第8節2
	汚泥密度指標 (SDI)			△		下水試験方法第4編第1章第8節3
	溶存酸素 (DO)	mg/l	●	●		DO計・下水試験方法第4編第1章第9節
試験	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/l		○		HACKテスト
	硝酸性窒素 (NO ₃ -N)	mg/l		○		HACKテスト
	微生物定性、定量			○		顕鏡

※下水試験法は2012年版による

試験項目			日常試験	定期(1)	定期(2)	備考
四屋	試験名	頻度	1回/日	1回/週	1回/月	
	活性汚泥試験		◎+○+●	◎+○+●		A, B, C槽
	返送汚泥試験				○	A, B, C槽
伏木	試験名	頻度	1回/日	2回/月		
	活性汚泥試験		◎	◎+△		
	返送汚泥試験			◎+△		
松太枝浜	試験名	頻度	2回/週	2回/月		
	活性汚泥試験		◎	◎+△		No.1, 2槽
	返送汚泥試験			◎+△		
農集排	試験名	頻度	1回/週	2回/月	1回/月	
	活性汚泥試験 (佐加野)		◎+●		◎+●	
	活性汚泥試験 (佐加野以外)			●		
	返送汚泥試験					

脱水汚泥試験業務内訳表

試験項目		日常試験	定期試験		試験方法
脱水汚泥試験	水温 ℃		▲		JIS K 0102 7.2
	水素イオン濃度指数 (pH)		△		下水試験方法第5編第1章第5節
	浮遊物質 (SS) mg/l	○	○		汚泥界面・昭和46年環境庁告示第59号付表
	酸化還元電位 (ORP) mV		△		
	含水率 %	◎	◎		ケット水分計・下水試験方法第5編第1章第6節
	繊維分 %		△		
	有機分 %		◎		下水試験方法第5編第1章第7節
	DW		△		
凝集剤濃度 mg/l			○		

※下水試験法は2012年版による

試験項目		日常試験	定期試験		備考
四屋	試験名 頻度	2回/日	1回/週		
	脱水汚泥試験	○	○		濃縮槽上澄み, 凝集剤溶液
	脱水生汚泥試験	◎	◎+△+▲		
	脱水ケーキ試験	◎	◎		No.1, 2, 5脱水機, 投入ケキ
伏木	試験名 頻度	1回/日	2回/月		
	脱水生汚泥試験	◎	◎+△		
	脱水ケーキ試験	◎	◎		運転号機 (No.1, 2)
松太枝浜	試験名 頻度	1回/日	2回/月		
	脱水生汚泥試験	◎	◎+△		
	脱水ケーキ試験	◎	◎		
農集排	試験名 頻度	1回/日			
	脱水生汚泥試験	◎			佐加野のみ
	脱水ケーキ試験	◎			佐加野のみ

別紙3-1 水質管理業務

悪臭試験業務内訳表

試験項目			定期(1) 1回/月	定期(2) 1回/年	試験方法
脱臭装置	硫化水素	mg/l	◎	○	ガステック検知管
	アンモニア	mg/l	◎	○	ガステック検知管
	メチルメルカプタン	mg/l	○	○	ガステック検知管
	残留塩素濃度	mg/l	△		試験紙

	試料名	定期(1)	定期(2)	備考
四屋	脱臭装置出入り口臭気測定	◎+○		沈砂池, 脱水機, 焼却炉
	脱臭塔 薬液	△		脱水機
	悪臭発生源臭気測定			
伏木	脱臭装置出入り口臭気測定			
	脱臭塔 薬液			
	悪臭発生源臭気測定			
松太枝浜	脱臭装置出入り口臭気測定	◎		汚泥処理施設
	脱臭塔 薬液			
	悪臭発生源臭気測定		○	汚泥処理施設
農集排	脱臭装置出入り口臭気測定	◎		水処理施設
	脱臭塔 薬液			
	悪臭発生源臭気測定			

自動計測器保守管理業務内訳表

試験項目		定期 1回/月		試験方法
水処理	DO計	◎		
	MLSS計	◎		
脱臭	pH計	◎		

	設置場所	定期		備考
四屋	水処理施設	◎		A, B, C槽反応槽
	脱臭装置	◎		脱水機3台, 焼却炉1台
伏木	水処理施設			
	脱臭装置			
松太枝浜	水処理施設			
	脱臭装置			
農集排	水処理施設			
	脱臭装置			

別紙 3-2

経費に含まれる備用品等

- (1) 補給用潤滑油類
- (2) 作業用、車両用などの燃料
- (3) 補修用塗料
- (4) 報告記録用紙
- (5) 一般用什器、備品（購入費、損料、リース料）及び消耗品

什器・備品の例

- ・連絡用自動車、自転車、電話機、携帯電話
- ・FAX、パソコン、プリンター、事務用机、事務用椅子類、書庫類、黒板類
- ・コピー機、被服類、下足箱、傘立て、掃除用具収納庫、写真機、ロッカー類
- ・茶器類、寝具類、洗濯機、履物類
- ・点検整備及び小修理に用いる汎用工具類及び汎用測定器具

消耗品の例

- ・整備用品（掃除用具、ウェス、洗浄油類）
- ・補修用材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプなど）
- ・衛生用品（石鹼、消毒液、救急用薬品）
- ・その他日用品、事務用品

経費に含まれる技術費

- ・下水処理施設等の運転管理及び保全管理の検討、研究費
- ・技術者の育成及び有資格者確保費用

経費に含まれる安全管理器具類の例

- ・保護具（ヘルメット、防塵マスク、保護メガネ、保護衣等）
- ・携帯用ガス検知器（毒性ガス、硫化水素、酸素、可燃性ガス）
- ・墜落防止装置（安全帯、セイフティブロック）
- ・安全標識関係（安全標識、安全ロープ、ガードコーン、コーンバー等）
- ・救急用品、空気呼吸器類、その他

その他、経費に含まれているもの

- ・業務実施に必要な通信連絡費（電話料、インターネット、受信料、郵便、銀行手数料など）
- ・業務実施に必要な交通費及び出張費
- ・法定福利費
- ・作業員及び事務員の労務管理費
- ・現地事務業務費
- ・光熱水費（委託業務に直接使用しない水道光熱費）
- ・保険料（車両、火災、労災、請負賠償など）
- ・現地交際費
- ・雑費

別紙 3-3

脱水汚泥運搬施設の要件

1 運搬施設の仕様

- (1) 運搬車両 脱水汚泥(下水汚泥)運搬用コンテナ車
- (2) 運搬容器 JIS の防塵、防水規格 IP63 相当以上の性能を有する密閉式タンク
耐圧0.07MPa以上の気密性能を保つ圧力容器
脱水ケーキ排出補助装置(油圧式押土板等)装備
遠隔開閉式排出蓋付
- (3) 排出方法 50° ダンプ排出(排出補助装置使用)
- (4) ダンプヒンジ 固定式
- (5) 積載空容量 約 8.5 m³
- (6) 積載有効容量 約 6.6 m³
- (7) 積載有効重量 約 5.9 t

2 四屋浄化センター排出設備

- (1) 排出ホッパ空容量 8.46 m³
- (2) 排出ホッパ有効容量 7 m³
- (3) 排出ホッパ貯留重量 6.3 t (最大 7.6 t)
- (4) 排出ホッパ下端地上高 H=4,000 mm (漏水受け樋下端)
- (5) 排出ホッパ架台脚幅 W=3,700 mm (架台基礎内寸)
- (6) ホッパ開口部 W=1,160 mm L=1,750 mm

3 二上浄化センター受入施設

- (1) 輸送車両出入口シャッター寸法

W=3,900mm H=4,300mm

- (2) 受入れホッパ室

① 高さ制限

鉄骨梁ベースプレート下部 床仕上げより H=4,490mm

アルミ製衝突防止板 床仕上げより H=3,890mm

② 幅制限

鉄骨梁固定プレートを勘案した寸法 W=3,455mm

脱臭ダクト ホッパ開口寸法の外周

③ 重量制限

軸重量(脱水汚泥積載時)許容値

(単位: kg)

	車両総重量	前輪	後前軸	後後軸
定常状態	22,000	5,600	8,260	8,140
ダンプ時	22,000	2,100	10,010	9,890

④ 排出作業時における制限 (下図参照)

A: ホッパ開口部及びダンプアップ時の天井面を勘案した寸法

後後軸～ダンプ回転中心点 = 1,275mm (許容±10)

B: ダンプアップ時の天井面を勘案した寸法

床面～ダンプ回転中心点(積載なし時) = 1,161mm (以下)

C: ダンプアップ時の天井面を勘案した寸法

ダンプ回転中心点～ダンプ時最大回転半径 = 5,711mm (許容±10)

D: 床面～ホッパ開口部の高さを勘案した寸法

ジャッキ地上高 = 309mm (以上)

